

みんながにこやかに 暮らすまちづくりへ

◎甲賀市人権総合計画(案)答申◎



■中嶋市長に答申書を手渡す
人権尊重のまちづくり審議
会の市井幸夫会長ら

人権尊重のまちづくり条例を具体的に
を進めるため、人権尊重のまちづくり
を総合的かつ効果的に推進することを
目的とした甲賀市人権総合計画(案)
の答申が、2月19日(火)、人権尊重の
まちづくり審議会より行われました。

この答申は、昨年度同審議会が答申
した、「人権総合計画策定のための基
本方針」を基に作成されたもので、市
総合計画に沿って、市民と行政の協働
により人権擁護と人権意識の高揚を図
り、あらゆる人権問題の解決に向けた
取り組みを推進していくことが内容に
盛り込まれています。

今後、この答申をもとに、互いに認
め合うにこやかなまちづくりを一層進
めていきます。

思いやりを持って すこしやすく

公共施設や、スーパーなどに車いすマークの駐車場があります。このスペースは、車いす使用者が、車に乗り降りする際、自動車のドアを全開にして乗降するスペースが必要のため、一般的な駐車スペースより広がっています。

また、身体が不自由で、遠い場所から建物に行くことが困難な方のためにも、建物の入り口に近い場所に設置されています。

「ほんのちょっとだけだから」とか、「ここを使う人はそんなにたくさんいないだろう」「自分一人くらい停めても大丈夫だろう」という軽い気持ちで、停める方がいますが、その結果、本来このスペースを必要とする方が利用できずに困っているのです。

車いすマーク駐車場に対する認識を深め、みんながマナー良く利用したいものです。ほんの少しの思いやりでみんながすこしやすいまちをつくりましょう。



問い合わせ 社会福祉課 福祉政策係 ☎65-0700 FAX63-4085

児童扶養手当を 受けておられる母子家庭の方へ

児童扶養手当減額の適用除外

児童扶養手当は、平成14年の法改正により一部の対象者に手当の一部が減額(一部停止措置)されることが決定していましたが、今回、制度の改正により、要件を満たすとその減額が適用されないこととなりました。

これに伴い、減額の対象となる受給者の方は次の届けをする
と、手当が減額されない場合があります。

減額される対象の方

(一部停止措置対象者)
平成15年4月1日に、すでに児童扶養手当を受けていた母(受給後5年経過された母)、ただし、3歳未満の対象児童がいる方については、その児童が8歳になるまで減額はされません。

減額される対象の方が減額とならないためには(一部停止措置適用外)

「児童扶養手当一部支給停止除外事由届出書」と「各種証明書」の提出が必要となります。

「各種証明書」により現在働いているお母さん、又は働こうと思っ
ているお母さんの意思を確認します。

対象者の方には適用される月の2か月前にお知らせの通知を個別に発送します。2月末にすでに通知が届いている方は記載されている期限までに必ず提出してください。提出が遅れると手当が減額されますので注意してください。

母子家庭の働くお母さんを応援します!

母子家庭高等技能訓練促進事業

生活の安定と就職に有利な資格取得のために養成機関で修業される場合に修了前の一定期間、生活費が支給される制度です。

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取ろうと考えている方が対象です。

なお、受けるためには支給要件を満たす必要がありますので必ず養成機関で修業する前にご相談ください。

問い合わせ
社会福祉課 児童家庭係

☎65-0700
FAX 63-4085